

勝 浦 朝 市 整 理 費 等 納 入 規 則

第1条 この規則は、勝浦朝市（以下「朝市」という。）において勝浦朝市実施要綱に基づき朝市出店者の整理費等納入に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 朝市出店者の整理費等は、かつうら朝市の会（以下「委員会」という。）が定める。

第3条 朝市出店者は出店許可を受ける際に、次の各号に掲げるとおり登録更新料（以下「更新料」という。）を納入しなければならない。

- (1) 更新料は年額6,000円とする。
- (2) 出店許可期間が1年未満のときは、月割りをもって計算する（1月未満の端数があるときは、1月として計算する。）。
- (3) 既に納入された更新料は、返還しない。

第4条 朝市出店者の整理費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 整理費は、別表1のとおりとする。
- (2) 別表1の限度を超える間口の場合は別途協議するものとする。
- (3) 店舗奥行きは2メートルを基準とする。

第5条 朝市出店者は、第4条に規定する整理費について支払方法を出店申請時に選択するものとし、出店許可があった場合、当該支払方法で、委員会が指定するとおり納入しなければならない。

第6条 朝市出店者が都合により第4条に規定する整理費を遅滞する場合は、委員会にその旨を申し出るものとする。

第7条 著しい経済変動のあったとき等、規則中改正を要する場合は、委員会が協議決定する。

附 則

この規定は、平成30年10月1日より施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年12月1日より施行する。
- 2 改正後の規則は、令和3年以後の出店許可に適用し、改正前に出店許可を受けた整理費については、なお従前の例による。

別表 1

支払 方法	出店日	間 口 の 広 さ				
		2 m	～ 3 m	～ 4 m	～ 5 m	～ 6 m
月払い	—	3,000 円	4,500 円	6,000 円	7,500 円	9,000 円
日払い	平 日	100 円	150 円	200 円	250 円	300 円
	土日祝	500 円	750 円	1,000 円	1,250 円	1,500 円